



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 23日

静岡市長 難波 喬司 殿

提出者

住 所 静岡県静岡市清水区蒲原161
 氏 名 日本軽金属株式会社 蒲原製造所
 執行役員 所長 佐野 功和
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 054-385-2117



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	日本軽金属株式会社 蒲原製造所
事 業 場 の 所 在 地	静岡県静岡市清水区蒲原161
事 業 の 種 類	16-化学工業 23-非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	350t	全 处 理 委 託 量	350t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	350t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	100t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々 年 度 前 年 度	172.46t 183.53t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
特別管理産業廃棄物のみならず産業廃棄物も対象とし、2019年2月より使用を開始し2019年度に70ルート、2021年度に15ルートを登録した。現在は135ルートが登録されている。		
※事務処理欄	<input checked="" type="checkbox"/> 環境省 <input type="checkbox"/> 廃棄物対策課 <input type="checkbox"/> 第 1 号	

(日本工業規格 A列4番) 5.6.26

環境省
廃棄物対策課
第 1 号

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ②強酸)

有償物量	不要物等発生量	
	自ら直接 再生利用した量	② 0
	排出量	① 76,850
	自ら直接埋立処分した量	③ 0
	自ら中間処理した量	④ 0
	自ら中間処理した後 の残さ量	⑥ 0
	自ら中間処理による 減量した量	⑦ 0
	自ら中間処理した後 の残さ量	⑨ 0
	直接及び自ら 中間処理した後 の残さ量	⑩ 76,850
	⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑫ 0
	⑪のうち優良認定 業者への処理委託量	⑬ 0
	⑪のうち再生利用業者 への処理委託量	⑭ 0
	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑮ 0
	⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑯ 76,850
	⑪のうち再生利用業者 への処理委託量	⑰ 0
	⑪のうち優良認定 業者への処理委託量	⑱ 0
	⑪のうち熱回収認定業者 以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑲ 0

(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類：③強酸(有害))

)

(第2面)

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	直接及び自ら中間処理に由り減量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	自ら中間処理した後自ら再生利用した量	自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量	自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量	自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量
①排出量	0.775	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
⑤自ら熱回収を行った量	0	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
⑩全処理委託量	0.775	④ 0.775	⑥ 0.775	⑦ 0.775	⑧ 0.775	⑨ 0.775	⑩ 0.775	⑪ 0.775	⑫ 0.775
⑪優良認定業者への処理委託量	0.775	④ 0.775	⑥ 0.775	⑦ 0.775	⑧ 0.775	⑨ 0.775	⑩ 0.775	⑪ 0.775	⑫ 0.775
⑫再生利用業者への処理委託量	0	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	0	④ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0	⑫ 0
⑮不要物等発生量		② 0	③ 0	⑤ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 0
⑯有機物量							⑪ 0	⑫ 0	⑬ 0
⑰排出量	① 0.775								
⑱自ら直接再生利用した量		② 0							
⑲自ら中間処理した後自ら再生利用した量			⑥ 0						
⑳自ら直接埋立処分した量		③ 0							
㉑自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量				⑦ 0					
㉒自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量					⑨ 0				
㉓自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量						⑩ 0			
㉔自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量							⑪ 0		
㉕自ら中間処理した後自ら再生利用した又は業者への処理委託量								⑫ 0	

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ④強アルカリ)

項目	実績値	有機物量	
		②	③
①排出量	97.980	自ら直接 再生利用した量	0
④自ら中間処理 した量	0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0
⑥自ら中間処理 した後の残さ量	0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0
⑧⑨自ら再生利用を行った量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑩自ら熱回収を行った量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑪自ら中間処理により減 量した量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑫自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑬全処理委託量	97.980	自ら中間処理による 減量	0
⑭優良認定処理業者への 処理委託量	97.980	自ら中間処理による 減量	0
⑮再生利用業者への処 理委託量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑯熱回収認定業者への処 理委託量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑰熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0	自ら中間処理による 減量	0
⑱自ら中間処理した後 再生利用した量	0	自ら中間処理した後 再生利用した量	0
⑲⑳⑳のうち再生利用 業者への処理委託量	0	自ら中間処理した後 再生利用した量	0
㉑㉑のうち熱回収認定 業者への処理委託量	0	自ら中間処理した後 再生利用した量	0
㉒㉒のうち優良認定 処理業者への処理 委託量	97.980	自ら中間処理した後 再生利用した量	0

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ⑤強酸・歴プラ・金属くず)

有償物量	
不要物等発生量	

排出量	
①	1,360

自ら直接 再生利用した量	
②	0

自ら中間処理した後 再生利用した量	
⑧	0

自ら直接埋立処分した量	
③	0

自ら中間処理 した量	
④	0

自ら中間処理した後 の残さ量	
⑥	0

④のうち熱回収 を行った量	
⑤	0

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	
⑦	0

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	
⑫	0

直接及び自ら 中間処理した後 の残さ量	
⑪	0

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	
⑬	0

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	
⑭	0

⑩のうち優良認定 業者への 処理委託量	
⑮	1,360

⑩のうち優良認定 業者への 処理委託量	
⑯	1,360

⑩のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	
⑰	0

⑪全処理委託量	
⑲	1,360

⑫再生利用業者への処 理委託量	
⑳	0

⑬熱回収認定業者への処 理委託量	
㉑	0

⑭熱回収を行う業者 への処理委託量	
㉒	0

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ⑦PCB等)

①排出量 不不要物等発生量	41.960	②自ら直接再生利用した量	0
③自ら直接埋立処分した量	0	④自ら中間処理した量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑧自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑩直接及び自ら中間処理した後の残さ量	0
⑪全処理委託量	41.960	⑫再生利用業者への処理委託量	41.610
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理による減量	直接及び自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	自ら直接埋立処分した量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した量
①排出量	41.960	④のうち熱回収を行った量	0	⑥	⑨	⑩	⑪	⑫
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑤	0	⑦	0	⑮	⑯	⑰
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑥	0	⑧	0	⑯	⑯	⑯
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑦	0	⑨	0	⑯	⑯	⑯
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑧	0	⑩	0	⑯	⑯	⑯
⑪全処理委託量	41.960	⑯	41.960	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
⑫再生利用業者への処理委託量	41.610	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： ⑨汚泥(有害))

①排出量	実績値 6,563	項目 ④自ら中間処理した量 ⑥自ら中間処理した後の残さ量 ⑧自ら再生利用を行った量 ⑩自ら埋立処分を行った量 ⑫自ら中間処理により減量した量 ⑭自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 ⑯全処理委託量 ⑰優良認定処理業者への処理委託量 ⑲再生利用業者への処理委託量 ⑳熱回収認定業者への処理委託量 ㉑熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	②自ら直接 再生利用した量 0	③自ら直接埋立処分した量 0	⑤自ら中間処理により減量した量 0	⑦自ら中間処理により減量した量 0	⑨直接受けた 中間処理委託量 6,563	⑪自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑬自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 0	⑮自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 0	⑰自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 0	⑲自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 0	⑳自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 0	㉑自ら中間処理した後 自ら再生利用した量 0
②自ら再生利用を行った量	0													
⑤自ら熱回収を行った量	0													
⑦自ら中間処理により減量した量	0													
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0													
⑪全処理委託量	6,563													
⑰優良認定処理業者への処理委託量	6,563													
⑲再生利用業者への処理委託量	0													
⑳熱回収認定業者への処理委託量	0													
㉑熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0													

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙 報告書